154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

② 次のいずれかの実績（設計共同体にあっては、分担業務としての実績について１件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年４月１日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

ア 電線共同溝の実施（詳細）設計業務

イ 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ 技術士（総合技術監理部門：建設―道路、又は、建設部門）

ｂ 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）

ｃ 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、１級土木技術者）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年４月１日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

ａ 電線共同溝の実施（詳細）設計業務

ｂ 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

ウ 外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

④ 上記②、③の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

⑷ 工事企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑹②に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は２⑶に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。

① 中部地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）におけるアスファルト舗装工事の令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

② 平成21年４月１日以降に、元請けとして、完成・引渡しが完了し、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

ア 同種工事として、供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で車線減少を伴う交通規制を実施し、かつ電線共同溝若しくは情報ボックス類の地中化工事を施工した実績を有すること。なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは、実績として認めない。

③ 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該事業の整備工事業務に着手する日から専任で配置できること。

ア １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ａ １級建設機械施工技士の資格を有する者

ｂ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」又は「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業農村工学」、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

ｃ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第２号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年１月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照）

ｄ １級土木施工管理技士又は１級建設機械施工技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヶ月以内に限る。）

イ 平成21年４月１日以降に、元請けとして、完成・引渡しが完了し、上記②に掲げる同種工事の経験を有する者であること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。また、上記の期間に１年以上の長期休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評価点合計が65点未満のものを除く。経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

ウ 配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係（３ヶ月以上）があること。

エ 配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。